

一度見直してみませんか？



リチウムイオン電池の出し方に**で注意**を！

危険

使用済み小型家電は、小型家電回収ボックスへ

使用済みリチウムイオン電池は、リチウムイオン電池回収ボックスにお出してください

リチウムイオン電池は、強い衝撃が加わると、発煙・発火の恐れがあり、全国でも事故が多数報告されています。発煙・発火性の恐れがあるごみの適切な処分にご協力をお願いします。

リチウムイオン電池が使用されている製品例



携帯電話、充電器、電気シェーバー、ゲーム機、加熱式たばこ、デジタルカメラ、電動工具など充電式の家電製品

○リチウムイオン電池本体には、リサイクルマークが表示されています。

○製品には表示がなくても、「充電できる製品」や「電源につながなくても動く・光る製品」には、リチウムイオン電池が使用されている可能性があります。



詳細は左記、市ホームページをご確認ください

捨て方

【リサイクルする場合】

下記施設に設置されている回収ボックスをご利用ください。

「小型家電回収ボックス」及び

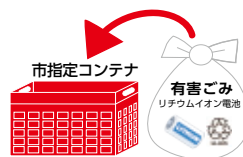
「リチウムイオン電池回収ボックス」設置施設

・潮来市役所、中央公民館、潮来公民館、津知公民館、延方公民館、大生原公民館、牛堀公民館

※潮来市立図書館には「小型家電回収ボックス」のみ設置してあります。

【その他の処分方法】

リチウムイオン電池が使用されている製品から電池を取りだし、「有害ごみ」と書いた袋（中身の見える袋）に入れて、市指定の赤いコンテナに入れてください。

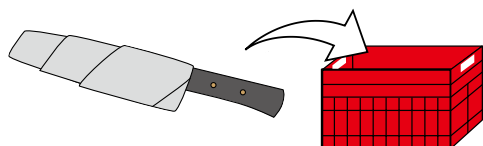


正しい分別を！

分別のルールを守ってください。クリーンセンターでは注射針やスプレー缶混入による事故が起こっています。

包丁・刃物

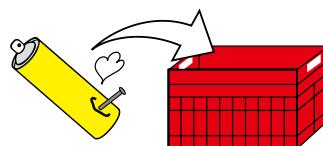
刃の部分を布などで包み、市指定コンテナ(赤色・燃やせないごみ)へお出してください。



市指定コンテナ（赤色）

スプレー缶

スプレー缶は穴を開け、中身(ガス)がない状態で、市指定コンテナ(赤色・燃やせないごみ)へお出してください。



市指定コンテナ（赤色）

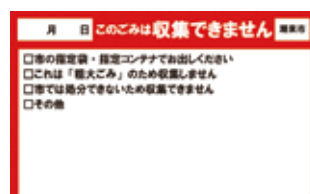
注射器

在宅医療で使用される注射器は感染症の危険があるため、市では処理できません。かかりつけの医療機関にご相談ください。



違反シール

集積所に出されたゴミにこのシールが貼られた場合は、もう一度正しい分別を行い、再度指定日にお出してください。



【お問合せ】環境課 ☎63-1111 内線251~253

ごみ・資源物の分別もう

潮来市のごみの排出量は、令和6年度実績値で約9,400t。市民一人あたりにすると1日に約983gのごみを出している計算になります。

私たち一人ひとりがごみ出し前に手を加えることで、ごみの量を軽減し、資源へと変えることができます。

潮来市では、、、

- ①プラスチック・ビニール類の質を高め、容器包装のリサイクルを推進する。
 - ②紙箱などの紙の資源化
 - ③生ごみの軽量化
- 以上3点を重点に軽量化を推進しています。

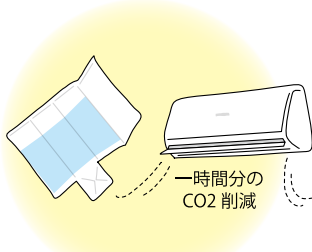
♻️ ごみの軽減化



紙は資源です！



雑草は乾燥させて



牛乳パックは1枚に開いて
(資源物)

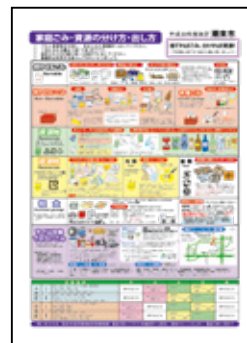


ペットボトルのラベルと
キャップは黄色い袋または
透明な45リットルの袋へ

『家庭ごみ分別ポスター』、『ごみの分別と出し方(冊子)』は、潮来市役所(市民課、環境課、各公民館)で配布しています。また市ホームページからもダウンロードできます。



市ホームページ



家庭ごみ分別ポスター



ごみの分別と出し方
(冊子)

生ごみ処理機の購入補助を行っています



【補助対象】	家庭用生ごみ処理機	1世帯1基のみ	購入金額の1/2 (上限30,000円)
	コンポスト容器	1世帯2基まで ※70リットル以上	購入金額の1/2 (上限1容器3,000円)
	E M処理容器	1世帯2基まで ※11リットル以上	購入金額の1/2 (上限1容器3,000円)
【申請資格】	潮来市に居住し、住民登録のある方 以前に補助交付を受けた世帯については、5年を経過していること		
【申請方法】	直接、環境課窓口にお越しください。 申請書は市ホームページからもダウンロードできます。		
【必要なもの】	①商品名が明記されている領収書 ②購入した機器等の規格・形式が記載されている取扱説明書・保証書等 ③振込先の分かるもの(通帳等)		